

首都直下地震緊急対策区域の指定（第3条） [内閣総理大臣]

【緊急対策推進基本計画】（第4条） [閣議決定]（H26.3）

- ・首都直下地震が発生した場合における首都直下中枢機能の維持に関する事項
- ・地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 等

行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等（第5条）

○行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画

（政府業務継続計画）[閣議決定]（H26.3）

- ・政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項
 - ・行政中枢機能の一部的代替に関する事項等
- ※国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、上記に準じた所要の措置を講ずる

地方緊急対策実施計画の作成等（第21条）

○地方緊急対策実施計画 [関係都県知事]

- ・石油コンビナート等の改築、補強
- ・木造密集地域対策
- ・帰宅困難者対策
- ・ライフラインの確保 等

○住民防災組織の認定 [関係都県知事]

首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置（第7条）

○首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定 [内閣総理大臣]

○首都中枢機能維持基盤整備等地区の作成 [当該地区を含む地方公共団体]

- ・ライフライン等の基盤整備事業に関する事項
 - ・首都直下地震が発生した場合の滞在者等の安全確保に関する事項 等
- ※地方公共団体、国、事業実施者等からなる首都中枢機能維持基盤整備等協議会の協議が必要

内閣総理大臣の認定

○首都中枢機能維持基盤整備等計画の作成に係る特別の措置

- ・開発許可の特例 等

特定緊急対策事業推進計画等（第24条）

○特定緊急対策事業推進計画の作成 [緊急対策区域を含む地方公共団体]

内閣総理大臣の認定

○特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

- ・建築基準法上の用途制限の緩和
- ・補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続きの特例

地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練、広域的連携協力体制の構築、財政上の措置等

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る